

東京都立足立西高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 生徒一人一人が安心して学べる学習環境を整えることを何より大切にする。
- (2) いじめや人間関係トラブルで生徒が嫌な思いをすることがないように、あらゆる教育活動を通じてトラブル未然防止のために全校を挙げて取り組む。
- (3) 人間関係トラブルの早期発見・早期対応を心がけ、重大化防止と課題の解決に教職員・生徒・保護者が一丸となって取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民並びにいじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

いじめや人間関係トラブルのサインを発見した場合に、問題を重大化させない視点で個々の生徒の心情への配慮を第一に、組織的かつ迅速・丁寧に対応するために本委員会を設置する。

② 所掌事項

○いじめの未然防止 ○いじめの早期発見 ○いじめの早期対応 ○重大事態への対処

③ 会議

週1回の学年会及び生徒部会開催時に、生徒状況を把握した結果、必要に応じて開催する。
また年3回のいじめアンケートの結果を受けて開催する。

④ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

いじめ問題が複雑化、多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、必要な場合に学校運営連絡協議会内等に学校サポートチームを設置し、関係機関職員、保護者代表、地域団体との連携を図る。

② 所掌事項

○いじめの未然防止 ○いじめの早期発見 ○いじめの早期対応 ○重大事態への対処

③ 会議

必要に応じて設置及び会議を開催する。

④ 委員構成

学校いじめ対策委員会メンバー、所轄警察署スクールサポーター、保護者代表、地域住民代表、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 毎朝の校門指導における声掛け指導の継続
- ② 集会、朝礼、HR を活用しての意識啓発の継続
- ③ 多面的かつ複数回のセーフティー教室の実施
- ④ すべての授業を通じて良好な人間関係育成の支援
- ⑤ 部活動、学校行事指導を通じての良好な人間関係育成の支援
- ⑥ 情報モラル教育の指導、講演会実施

(2) 早期発見・早期対応のための取組

- ① 毎朝の校門指導、SHR における、一人一人の生徒の状況観察
- ② 担任による個別面談の複数回実施
- ③ 授業中の一人一人の生徒への目配り、特に、実習や作業、グループ活動時に人間関係トラブルのサインを見逃さない
- ④ 部活動顧問による部員間の人間関係の掌握、特に活動外場面での人間関係トラブルのサインを見逃さない
- ⑤ 授業担当者・部活動顧問と学級担任の日常的な情報交換
- ⑥ 生徒の声への丁寧な対応、予断を持たずに対応
- ⑦ 定期的な各学年会、顧問会議、生徒相談会議実施による教員間情報共有
- ⑧ 定期的なサイト監視

(3) 重大事態への対処

- ① ここでいう重大事態とは、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」と「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のことを指す。発生の際はいじめられた生徒の安全の確保と安心・安全な教育環境の確保に努める。一方、いじめた生徒に対しては、必要な教育上の指導や法的な措置もありうるという姿勢で臨む。
- ② 関係機関、専門家等との相談・連携を行うなど、学校の可視化に努める。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われる場合には、警察との連携を行う。
- ④ 事実関係を明確にするための調査の実施または、知事への報告及びその調査結果についての知事の調査への協力を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 年3回「ふれあい月間」実施時等に教員研修を開催する。
- (2) スクールカウンセラーによる教育相談の研修会を開催する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 入学時の保護者会においていじめに対する学校の姿勢を提示し、保護者の理解を得る。
- (2) 各学年保護者会において相談の機会を持ち、いじめの未然防止、早期発見に努める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 定期的に所轄の警察署スクールサポーターと連絡を取り、生徒の状況把握に努める。
- (2) 学校運営連絡協議会、セーフティー教室の連絡協議会において生徒の状況把握に努める。
- (3) 新入生ガイダンス時に、警察への通報、相談の方法を指導する。
- (4) セーフティー教室において警察、消防、区役所と連携し安全指導を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価アンケートによる基本方針の評価を精査し、改善のための方策を行う。